

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	ドルネッティ・フィリッポ
論文審査担当者	主 査	矢野 久	(慶應義塾大学経済学部教授 Dr. rer soc)
	副 査	江夏由樹	(一橋大学名誉教授 Ph.D.(History))
		柳沢 遊	(慶應義塾大学経済学部教授 修士 (経済学))
	面接担当	飯田 恭	(慶應義塾大学経済学部教授 博士 (経済学))
		松沢裕作	(慶應義塾大学経済学部准教授 博士 (文学))
(論文審査の要旨)			
<p>申請者ドルネッティ君の博士号請求論文「満州国協和会による地域支配と農村社会—土地問題・恩顧関係・開墾過程の変動—」は、日本人による中国東北部にたいする政治的・経済的・社会的支配の鍵を握った社会团体である満州国協和会の組織と活動を、中国東北部の農村地域社会史の一環に位置づけ、統治民族への、協和会による「同意の調達」のメカニズムに焦点をあてて明らかにしようとした論文である。</p> <p>「満州国」は広大な地域を統治したが、そこでは地方議会が開設されることはなかった。関東軍による「内面指導」にもとづく傀儡国家であるといわれるゆえんであるが、その満州国は、13 年余におよぶ支配を継続し日本帝国の中国大陸における諸戦争を支える役割を果たした。この点で満州国は、ほかの中国占領地とは異なる住民支配・統合の方法を保持していたことが明らかであろう。この満州国支配の存続の根拠を、満州国による中国人・朝鮮人などへの統合力が発揮される地域社会支配の側面から究明しようと志向する申請者は、中国東北部の満州国による地域社会統治の有力な担い手であった満州国協和会という社会团体の機能に焦点をあて、満州国協和会への被統治民族の組織化と協和会の活動、地域社会への浸透を検証しようと試みている。すなわち、①中国農村社会における小農民の形成過程と地方有力者の存在形態、満州国成立以前から存在していた水利・小作権をはじめとした土地問題をめぐる紛争の存在を明らかにして、こうした中国東北部の農村社会問題解決の一環として、満州国協和会が担った固有の活動の意味を解き明かそうとした。②満州国協和会の運動が、満州国下の基礎単位社会の諸矛盾をどのように引き受け、調停しようとしたか、中国人有力者はこれにどのように対応したかを、各地域協和会の分会レベルの活動分析をとおして解明しようとした。③満州国統治の地域的多様性というこれまでの満州国史研究が等閑に付してきた問題に初めて切り込み、協和会の組織的な特徴を3つの類型（日本人財界連携型、中国人地主主導型、特定の日本人の組織化努力によるもの）に分けて析出し、とりわけ撫順県における協和会の運動と組織化の「先進性」を実証分析として明らかにしようとした。以上の3点に申請論文の課題設定のオリジナリティーがある。</p> <p>序章では、満州国協和会および満州国による地方支配に関する従来の研究を詳細に跡づけて、本研究の到達点を確認し、上記の課題設定の研究史上の含意を明らかにする。</p> <p>第一部では、奉天省撫順県を事例にして、農民の耕作地の細分化・零細化が20世紀前半に進展し、土地利用と所有の不安定化と「土地所有保証」の二重構造がつくられたことを示そうとする。その傾向は、満州国期においても続き、分家や所有地の境界線をめぐる各種紛争が生じていたこと、土地の小規模化により、農村有力者が地方統治能力を失いつつあったこと、新しい局面でこうした土地問題や朝鮮人小作人との紛争を「調停」したのが満州国協和会であったというのが、第1章、第2章での主張の概要である。このように、19世紀から20世紀前半におよぶ中国農村社会の変容、とりわけ10畝未満の小農民の形成と土地の相続方式の変化を重視して、そのプロセスの中に満州国協和会の地域支配を位置づけようとした。ただし、第1章・第2章で叙述された土地税制改革、土地所有公証としての地券の利用拡大の史実は興味深い、そのことと満州国協和会の土地所有権紛争への関与については、問題提起の域にとどまっており、「土地所有保証」の二重構造の形成と農村有力者の統治能力低下が、満州国協和会の組織力・活動力の拡大に結びついたことの説得的論証は今後の課題として残された。</p> <p>第二部では、撫順県協和会の1930年代の活動分析をおこない、被統治民族の会員獲得に腐心した協和会分会が、積極的に土地境界の紛争に介入した事例を取りあげる。従来は、政治史的研究の対象であった、満州国協和会の活動を分会レベルに下りて分析し、「問事工作」など、土地をめぐる紛争調停活動の実態分析から、満州国協和会がもっていた社会的経済的機能の重要性を指摘した。なぜ、初期の協和会が、10畝未満の零細農家の支持を得るために、さまざまな農民救済活動や農業生産力増進を展開したのか。申請者は、満州国の財政基盤未確立により、協和会への補助金がすくなく、各協和会分会は、独自に多数派農民の利害状況を把握して、その農家経営の向上につ</p>			

とめなければならなかったこと、1934-35年までは、「下意上達」という下からの民意の掌握が、協和会の組織方針上、重視されていたこと、撫順県弁事処の主事である丸川順助の独自の「協和会理念」が浸透したことの3つを重視している。協和会による農村経済改善工作が機能しなくなった30年代後半においても、協和会の指導者と農村内有力者が結んだ恩顧主義的關係は、破壊されずに農産物流通統制・出荷などが可能になったとしている。この第3章は、撫順県の協和会運動とそれへの農民の組織化ということについて、説得的である。第4章では、撫順県における水田開発の過程とそれを可能にした水利運営の側面を、水路建設をめぐる農民間の紛争（畑作耕作の中国人農民と水田稲作に従事する朝鮮人農民の利害衝突など）、地主小作関係をふくめて考察し、そのことが、水利組合の機能低下、満州国産業部のもとへの従属化につながったことを示している。水田化と水利運営の実態に迫り、そこでの矛盾の展開から、地域レベルの水利組合の限界を補完する満州国興農部の土木事業に吸収されたことを、洪水頻発などの自然的条件とからめて考察する第4章の叙述は、粗削りであるとはいえ、撫順県の水利運営問題に初めて本格的にメスを入れた意欲的な論考である。

本論文の第三部では、『農村分会実態調査』などの新たな資料を用いて、満州国協和会の分会比較をおこなう。地域社会における協和会分会の活動力、浸透力の差異を明らかにするとともに、その担い手の違いにも注目している。奉天省撫順県、通化省輯安県、吉林省榆樹県、濱江省雙城県の4県の協和会分会の活動比較、組織化比較をおこなって、①満州国の地方行政の補完的機能を果たしえた撫順県の先進性、②分会の財政力が脆弱なところでは、地域レベルの紛争や社会問題の調停をおこなえなかったこと（通化県）、③森林伐採における貧農雇用（吉林省）にみられるように、協和会の社会的経済的工作は撫順県以外でもなされており、県協和会本部の指導方針と財政力に依存するところが大きかったことを明らかにした。この章も、第二部で検討した撫順県の協和会の活動を、協和会運動の全体的構図のなかで位置づけようとしたものであり、協和会分会のサンプル数が多くないという難点はあるものの、研究史への貢献がきわめて大きい。

以上みたように、日本の帝国主義支配の側面から満州国統治を補完する日本人主導の「ファシズム組織」としてみられがちであった満州国協和会の歴史像は、申請者の実証研究によって大きく塗り替えられ、多様性を有する中国東北部の「地域社会」の社会秩序を支える重要な社会団体としての側面が浮き彫りになった。満州国協和会は、通例の20世紀国家において、政党や地方議会、非営利団体、宗教組織などが果たした社会紛争の調停、窮迫者の救済、秩序維持などの諸機能を、地域社会の基礎単位において代行的に果たした組織であることが、初めて本格的に解明されたといえる。そのために、申請者は、満州国協和会分会活動をしめす多くの資料を日本各地や撫順市において収集し、とくに未利用であった17点を超える協和会分会・連合会に関する資料の解読、分析に多大な労力を注いできた。この点も強調したい。

もちろん、本論文に問題がないわけではない。20世紀前半の満州国地租制度改革の進展と「土地所有保証」慣習の変更が土地利用の不安定を招いたとしても、そのことは協和会の地域浸透と直接結びつけられるとは限らず、「草分け農家」の分家が、小規模経営を生み出したとしても、それが、申請者のいう「農村有力者の危機」を媒介に「協和会」の活動基盤を形成したという論理は、やや強引であり、十分な実証的根拠をみいだせなかった。その意味で、第一部第1章・第2章の考察は、なお仮説的段階にとどまっており、それらと第3章以降との論理的関連は希薄であることは否めない。とはいえ、第3章から第5章の分析は、満州国協和会史研究と撫順県の水利運営史研究において、新しい研究地平を切り拓いたものといえることができる。本論文は、協和会の「地域分会」次元の活動に着目した斬新な構想力、仮説の説得力、従来の研究史への説得的な批判などにおいてとくに秀でており、審査委員会は全員一致して博士論文としての価値を有すると判断する。